

# 病児・病後児保育料減免申請のお知らせ

宇部市に住所を有する方で下記に該当する方は、保育料の減免制度があります。

## ① 生活保護世帯

利用時に生活保護費受給者証を実施施設に提示してください。施設で保育料を減免します。

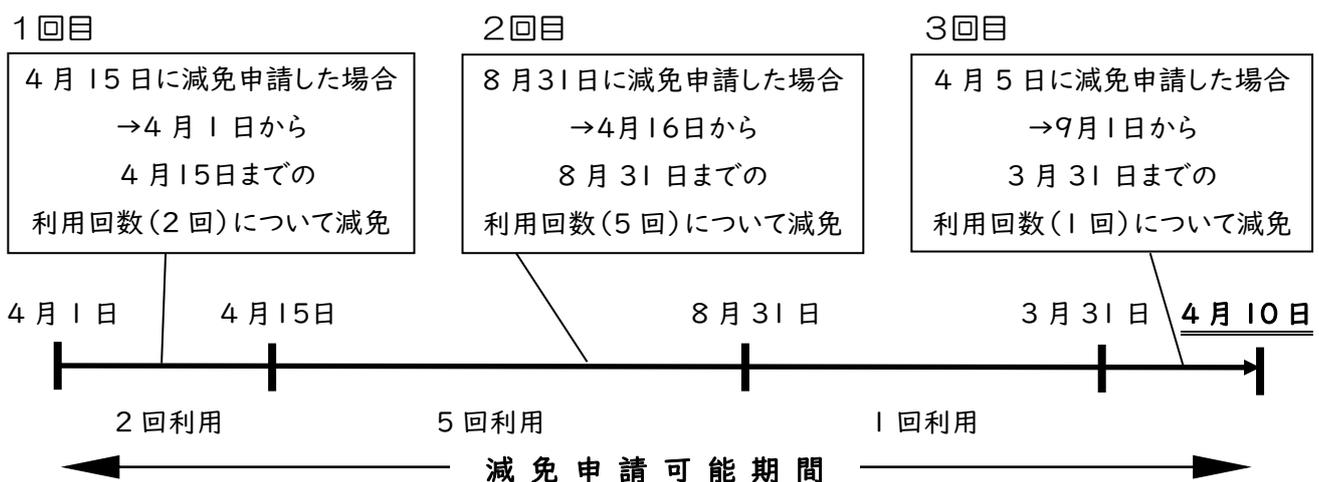
## ② 市民税又は所得税非課税世帯

### 減免のための申請が別途必要となります。

市民税又は所得税が非課税世帯であると思われる方は、宇部市役所1階⑪ 子ども・子育て窓口（※総合案内で番号札を発券してください）で減免の申請または、提出書類に必要内容を記載のうえ、こども政策課へ郵送してください。

- ・ 助成額 1回の利用につき1,000円
- ・ 申請時期 利用後随時  
(ただし、当該年度利用分については、翌年度の4月10日までに申請してください。)
- ・ 申請に必要なもの 振込口座が分かるもの、利用施設から発行された領収書
- ・ 提出書類 ① 宇部市病児・病後児保育料減免申請書  
② 宇部市病児・病後児保育料助成金請求書  
③ 利用施設から発行された領収書

### <減免申請の具体例>



※減免申請された日までの利用分を、申請書、請求書、領収書の提出により減免します。

※4月1日から3月31日までの利用についての減免は、翌年度の4月10日までに申請してください。

(減免申請可能期間を過ぎた場合は対象外となります)

<お問い合わせ先>  
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号  
宇部市こども政策課 手当・医療係  
(1階⑪ 子ども・子育て窓口)  
TEL:0836-34-8332  
FAX:0836-22-6051